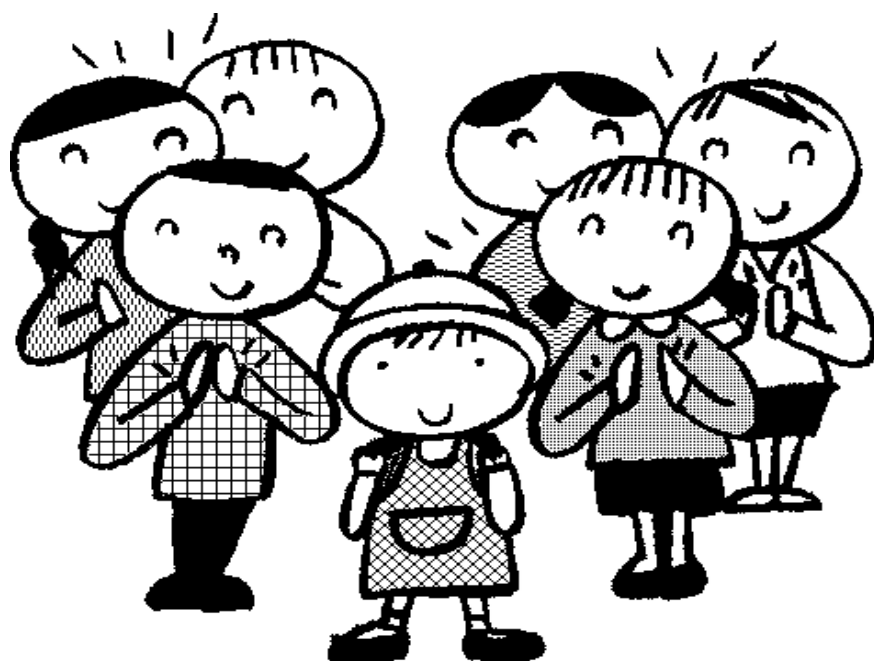


令和3年 2月 9日 (火)

# 入学説明会

入学のしおり



枚方市立殿山第二小学校

〒573-1134 枚方市養父丘2丁目7-53

TEL 050-7102-9044

[http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/6-35-0-0-0\\_2.html](http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/6-35-0-0-0_2.html)

# 入学説明会

令和3年2月9日

枚方市立殿山第二小学校

## ◇内 容

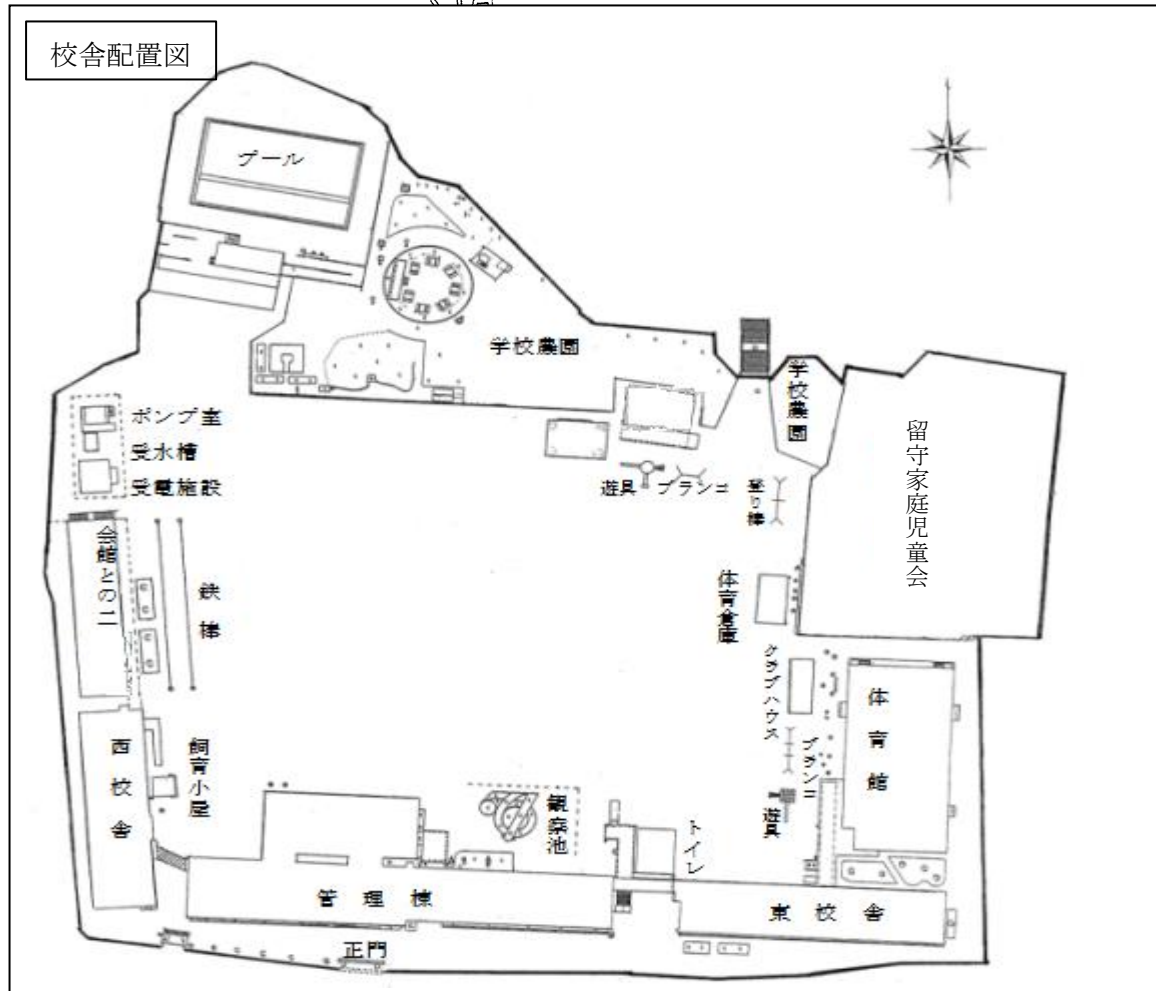
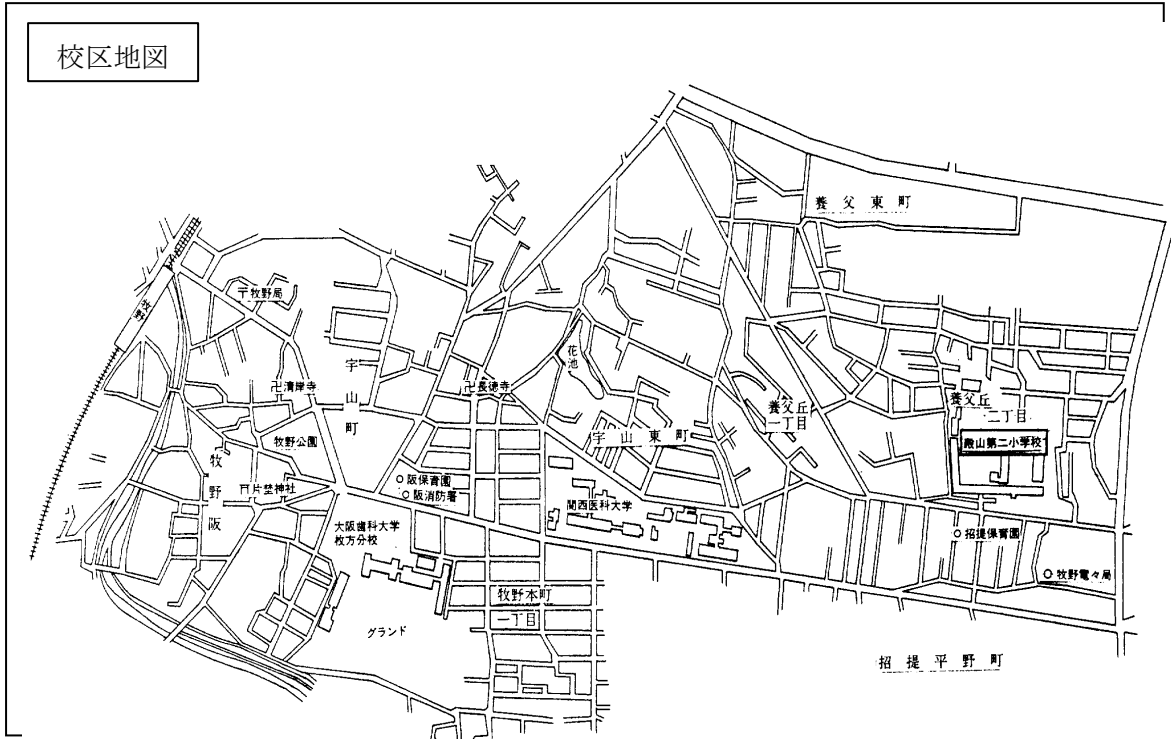
1. 学校長あいさつ
2. 学校・学校生活の概要について
3. 入学準備について
4. 入学後の学校生活について
5. 入学式について
6. 学校徴収金について
7. 保健・医療給付について
8. 学校給食について
9. 枚方子どもいきいき広場について
10. その他

入学のしおり

同封しているパン  
フレット等をご覧  
ください。

# 1. 学校長あいさつ

## 2. 学校・学校生活の概要について



## 1. 本校の教育方針

本校では、児童のすこやかな成長をめざして、枚方市教育委員会の基本目標及び重点目標を踏まえ、学校教育目標及び重点目標を定めるとともに、校内組織体制を整え、組織的な取組を進める。

### 学校教育目標

～めざす子ども像～

「自ら学ぶ力を身につけ、健やかでたくましく心豊かに生きる子ども」

- ① 思いやりのある子 ② 元気な子 ③ 考える子 ④ 挨拶する子

## 2. 学校の概要

### ①沿革史の概要

明治	5年	9月	第4大区河内国第七区郷学校として創立 招提村敬応寺を校舎とした
	6年	4月	65番小学校と名称変更
	8年	4月	公立招提小学校となる
	14年	11月	河内国交野郡第二学区公立招提小学校となる
	20年	4月	交野郡村立招提尋常高等小学校となる
	45年	4月	大阪府北河内郡招提尋常高等小学校となる
昭和	10年	2月	大阪府北河内郡殿山第二尋常高等小学校と改称
	16年	4月	大阪府北河内郡殿山第二国民学校と改称
	22年	4月	大阪府北河内郡枚方町立殿山第二小学校と改称
	22年	8月	大阪府枚方市立殿山第二小学校と改称
	44年	4月	牧野小学校開校 児童221名転出
	47年	4月	招提小学校開校 児童751名転出 樟葉南小学校開校 児童56名転出
	49年	3月	創立百周年記念式典挙行
	50年	4月	西牧野小学校開校 児童80名転出
	56年	4月	平野小学校開校 児童496名転出
平成	4年	11月	創立百二十周年記念式典挙行
平成	10年	9月	コンピュータ室新設
平成	18年	8月	管理棟、西館、東館耐震工事
平成	23年	1月	体育館耐震工事
平成	23年	8月	西館1階に集中下足室設置
平成	26年	8月	プール改修
平成	28年	4月	自学自習教室新設

### ②学校規模（令和3年2月1日現在）

児童数：430名 学級数：19学級（うち支援学級4学級） 教職員数：28名

### 3. 校舎・施設（校舎配置図参照）

敷地面積 21,364㎡ 運動場の面積 12,537㎡

東校舎 1階 4教室 2階 4教室

管理棟 1階 校長室、職員室、保健室、家庭科室、理科室、放送室  
2階 音楽室、パソコン室、3教室  
3階 6教室

西校舎 1階 図書室、集中下足室、教具室、PTA会議室、給食配膳室  
2階 少人数教室、3教室、自学自習教室、歴史資料室、他

### 4. 学校生活について（令和2年度）

①日課表 ・始業時間 8時30分

- ・授業時間 1校時45分
- ・休憩時間 5分、20分休み（10:20～10:40、13:00～13:20）
- ・給食時間 45分（12:15～13:00、準備と片付けも含む）

**※令和3年度の給食開始予定日 1年生は、4月15日(木)**

②1週間の授業時間

曜日	月	火	水	木	金
校時時間	5	5	5	5	5

※時間割については学年から配布されるプリントをご覧ください。

③学校行事（令和3年度）**※予定です。（変更あり）**

月	主な行事	月	主な行事
4月	入学式 始業式 懇談会 地区児童会 家庭訪問	11月	校外学習 授業参観・懇談会
5月	校外学習 定期健康診断（4～6月）	12月	個人懇談会 地区児童会 終業式
6月	授業参観・懇談会 プール開き	1月	始業式
7月	個人懇談会 地区児童会 終業式 プール納め	2月	授業参観・懇談会 児童会行事
8月	始業式		
9月	運動会	3月	地区児童会 卒業式 修了式
10月	創立記念日		

## 5. 授業予定日（令和3年度）

1学期 4月 8日～ 7月20日

2学期 8月26日～12月23日

3学期 1月 7日～ 3月24日

## 6. 学校の休業予定日（令和3年度）

・夏季休業日 7月21日～8月25日

・冬季休業日 12月24日～1月 6日

・春季休業日 3月25日～4月 7日

・学校創立記念日 10月11日

・国民の祝日に関する法律に規定された休日

・土曜日、日曜日（土曜授業 年3回予定）

## 3.入学準備について

### 1. 入学までのお子さんのご指導について

学校は楽しいところです。「先生はやさしくて、友だちもいっぱいいるよ」「どんな勉強をするのかな」「早く学校へ行きたいな」という気持ちにさせてあげてください。

また、以下の点にご配慮下さい。

①早寝・早起き・朝ご飯等、規則正しい生活習慣をつけさせて下さい。

②名前を呼ばれたら、「はい」と元気よく返事をする。

③自分の持ち物を見分ける。

④住所（地区名）、保護者名、自分の名前などを言う。又、自宅から学校までの通学路を可能な限り覚えられるようにして下さい。

⑤「自分のことは自分でする」習慣をつけておく。

・衣服の着脱・・・1学期は健康診断など、衣服の着脱の機会が多くなります。

着脱しにくいデザインの服は避けて下さい。

⑥給食が楽しくいただけるよう、好き嫌いなく食べられるようにしておいて下さい。

⑦トイレの正しい使い方が身に付くようご指導下さい。（特に、和式トイレを）

⑧先生に、何でもお話するようご指導下さい。

## 2. 入学までの準備物について

- ①教科書は無償給付されます。入学式当日、お渡しします。
- ②上靴、下靴、体育館シューズはズックが適当です。特に上靴、体育館シューズは白の軽いものにして下さい。体育館シューズの靴の甲に「体」（「体」の下に名前も）と書いて、区別できるようにして下さい。
- ③当初使用するノートその他の学用品は、学校で一括購入するものもあります。  
下記の表を参考に、重ならないようにして下さい。
- ④標準服は定めていません。帽子は、枚方市安全共済会より黄色い帽子をお渡しします。
- ⑤給食エプロン・帽子、ナフキンは個人持ちです。
- ⑥学用品を購入される際、キャラクター商品やおもちゃの筆箱、布や缶の筆箱は避けて下さい。
- ⑦袋のサイズは次のものを参考にして下さい。なお、袋の幅に合ったひもの長さにして下さい。

**【次の物は、学校で一括購入するので準備いりません】**

**ノート類・連絡帳・連絡袋・道具箱・名札・粘土（ケース付）・  
鍵盤ハーモニカの吹き口**

ご家庭で準備いただきたい物を次のページから掲載しています。

注意書き等をよくお読みいただきご準備ください。

掲載している写真は、参考見本としてショッピングセンターの学用品売り場で購入したものです。標準仕様として、購入や作成の参考にしてください。

# 入学に向けての準備物

上履・体育館シューズ・靴入れ

体育館シューズ



上靴



- 名前の記入 ⇒ 靴の甲「フルネーム」 ， かかと「苗字」
- 体育館シューズの甲には「**体**」と書く。
- 上靴・体育館シューズとも甲の部分がゴムになっているもの
- 靴袋は出し入れのしやすいものであれば、素材や形（巾着型・ベルト型など）は問いませんがフックに掛けられるものにしてください。



体操服・体操服袋

- 赤白帽
- シャツ ⇒ 半袖 , 白色
- パンツ ⇒ ジャージ生地の  
クォーター丈 (ひざ上ぐらい)  
紺色
- ゼッケン ⇒ シャツの前面に苗字 ,  
大きさ目安  
タテ 10cm~15cm  
ヨコ 15cm~20cm  
(写真のゼッケンは、市販のタテ 10cm×ヨコ 15cm)
- 体操服袋 ⇒ 出し入れがしやすいものであれば素材は問いません。  
フックにかけた時に床についてしまわないように、巾着のヒモが長すぎないこと。写真のように持ち手がついていても可。  
(写真の袋の大きさ タテ 35cm×ヨコ 30cm)



## 給食エプロン

- 給食当番の時に使用します。
- 給食エプロン袋には、エプロン・帽子・マスクを入れます。  
(マスクは新型コロナウイルスが落ちていても当番時に使用します。)
- エプロンは、かっぽう着型・エプロン型・ボタン型などがありますが、自分で着脱できるものにしてください。
- 写真は、市販のかっぽう着型のセットです。



## ナフキン・ナフキン袋

- 給食を食べる時に使用します。
- ナフキンとビニール袋を入れておいてください。



その他の準備物

- 色鉛筆 (12色)
- 壺のり
- スティックのり
- はさみ
- おりがみ
- セロテープ
- 粘土板
- パス (12色)
- ガーゼハンカチ



ガーゼハンカチはパスを拭きます。



- 筆箱
- 鉛筆 (2B)
- 赤鉛筆
- 消しゴム
- 下敷き

筆箱は布や缶ではなく丈夫なものにしてください。

## 4.入学後の学校生活について

### (1) 通学について

- ・登下校は、通学路を通ります。通学路は学校が児童の安全を考えて枚方市教育委員会に申請し、決定されています。登下校時4カ所に交通専従員さんと交通指導員さんが立ち、登下校の安全を確認しています。
- ・登校は集団登校です。集団登校では学校に8時10分～8時20分に着くように集合場所を出発しています。登校班の集合時間に遅れないようにしましょう。

### (2) 忘れ物について

- ・登校の際、もう一度忘れ物がないかを確認させて下さい。登校途中で忘れ物に気づいても、取りに帰ることは禁じています。

### (3) 現金等の持参について

- ・現金等貴重品や学習に不要なものは持参を禁じています。

### (4) 携帯電話の使用について

- ・本校では、枚方市教育委員会の方針に基づき、児童による校内への携帯電話の持ち込みは原則として禁止しています。特別な事情がある場合は、担任にご相談下さい。また、普段の生活においてお子さんに携帯電話を所持させる場合は、フィルタリングを必ず行い、健全な使用のために十分な注意を払って下さいますようお願いいたします。

### (5) 欠席の届けについて

- ・欠席される場合は、連絡帳に記入していただき、兄弟姉妹や近くの児童を通じてお届け下さい。

### (6) 学年で帰る時刻をそろえて下校します。入学後、しばらくはグループ毎に職員が引率して下校します。

### (7) 放課後、家から学校に遊びに来ることについて

- ・一人で遊びには来ないようにしましょう。
- ・学校へ遊びに来るときは歩いて来ます。自転車は禁止です。
- ・お菓子の持ち込みは禁止です。

※枚方市では、夏期（3月1日～9月30日）夕方5時30分・冬期（10月1日～2月末日）夕方4時30分に「ゆうやけこやけ」の曲を流しています。学校では、夏期は夕方5時、冬期は夕方4時30分に遊びをやめて、帰宅をするように指導しています。

### 学校への来校の仕方について

- ・学校の門は安全確保のため全て閉じています。午前・午後ともに、安全監視ボランティア（地域、PTA）の方が安全を監視しています。
- ・保護者の方が、用事で学校へ来られるときは、PTAから配付されます名札を必ず着用して下さい。正門横のインターホンを押すか、安全監視の方に声をおかけ下さい。
- ・本校は夜間機械警備となっております。

## 5.入学式について

- ①日 時 4月6日(火) 受付 午前9時15分～9時40分  
開式 午前10時

※保護者、児童とも上履きをご持参下さい。

また、教科書等を入れる袋(大きな袋)もご持参下さい。(ラッド物は不要)

- ②保護者同伴 当日お子様が欠席の場合も、ご出席下さい。  
③クラス編成 当日発表  
④クラス写真 当日、撮影を予定しています。(児童のみ)  
⑤当日欠席される時は、必ず学校へ届けて下さい。  
⑥入学式後、PTAより保護者の皆様にPTA活動について説明があります。  
この間、児童は教室で学級指導を受けます。

### 入学式後について

- ①始業式は4月8日(木)、8時30分始業です。  
②登校班毎に集団登校します。  
③授業参観・懇談会・PTA総会等には積極的にご出席下さい。  
④学年便りで学習や生活について詳しくお知らせします。

### その他

- (1) 就学届、児童生活環境資料、黄色い帽子サイズ表、健康管理個人票、食物アレルギー調査票を未提出の方は、2月17日(水)までに学校へお届け下さい。  
(2) 本校入学予定者で、転居等により本校へ入学されない児童の保護者は、枚方市教育委員会教育支援推進室(050-7105-8044)と本校へできるだけ早く届けて下さい。  
(3) その他、入学のことでわからないことがありましたら、学校までお問い合わせ下さい。

枚方市立殿山第二小学校 TEL 050-7102-9044

## 6.学校徴収金について

枚方信用金庫の口座振替による納入をお願いしています。

現金を持参することで生じる紛失等の事故を防止することを、目的としていますので、ご協力をお願いしています。

### 注意事項

- ※「預金口座振替依頼書」は**児童一人につき1部必要**となります。
- ※ 保護者さま名義の通帳をご利用下さい。
- ※ 既に、枚方信用金庫の普通口座をお持ちの方は、その通帳をご利用頂けます。
- ※ 口座をお持ちの方とお持ちでない方で手続き方法が違いますので、枚方信用金庫からの案内をご覧ください。

**2月末日までに手続きをお済ませください。**

- 学校徴収金の年間振替予定日・振替額は入学後にお知らせします。

1年生の徴収金額の目安	
給食費	⇒ 毎月 3800円
学年費	⇒ 年間 18000円程度 (複数月に分けて納入)
P T A会費	⇒ 年間 3600円(1家庭)(兄・姉が在学の場合は下の学年で納入)
学校保健関係掛金	⇒ 年間 760円

- 毎月、学年だより等でもお知らせしますので、振替日までに口座への入金  
の準備をお願いします。(残高不足で振替できない場合、再振替を各月1度実施  
します)
- その他、不明なことがありましたら、学校まで連絡ください。

## 7.保健・医療給付について

### ※学校管理下で病院に行くようなケガをした時

#### ◎日本スポーツ振興センター

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度)

枚方市教育委員会では枚方市立（小学校、中学校、幼稚園）に（在学、在園）する（児童、生徒、幼児）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この制度は、学校管理下において負傷、疾病、障害、死亡の災害が発生したときに、医療費、障害が残った場合の障害見舞金、死亡見舞金の給付を保護者の皆様に対して行うものです。

なお、この制度への加入につきましては、掛金も一部（小中 460 円、幼 165 円）を保護者に負担していただくこととなりますが、生活保護、就学援助受給世帯に属する（児童、生徒、幼児）分については、市が全額負担します。

制度の加入は任意となっておりますが、学校としましては、加入を推奨しております。お子様の加入の意志につきましては、4月に配布いたします同意書の提出にてお知らせください。なお、年度途中での制度の加入はできないことをお知りおきください。（けがをしてから加入することはできません。）

加入した場合は、学校より教育委員会を経由して児童の名簿を独立行政法人日本スポーツ振興センターに届け出ます。請求手続きは、インターネットを利用した災害共済給付オンライン請求システムにて行います。個人情報の取り扱いには十分留意いたします。

給付の内容等につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、通達に定められており、その内容につきましては、うしろのページにあります、『<平成 31 年度>独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について』に記載されています。

#### ◎枚方市学校園安全共済会

(枚方市 PTA 協議会が主体となって運営している任意団体)

日本スポーツ振興センターで、給付されない部分の補助や見舞金が給付されます。例えば、治療費が保険診療で 1500 円以下のケガについて、4割給付。（医療機関に限る）

眼鏡・コンタクトを身につけた状態で破損した場合ただし、本人の過失及び第三者の故意による破損は対象外。教諭による破損状況の確認が必要。

(詳細は後日お知らせ)

#### ○掛け金について

(令和 2 年の場合) 日本スポーツ振興センター 460 円

枚方市学校園安全共済会 300 円

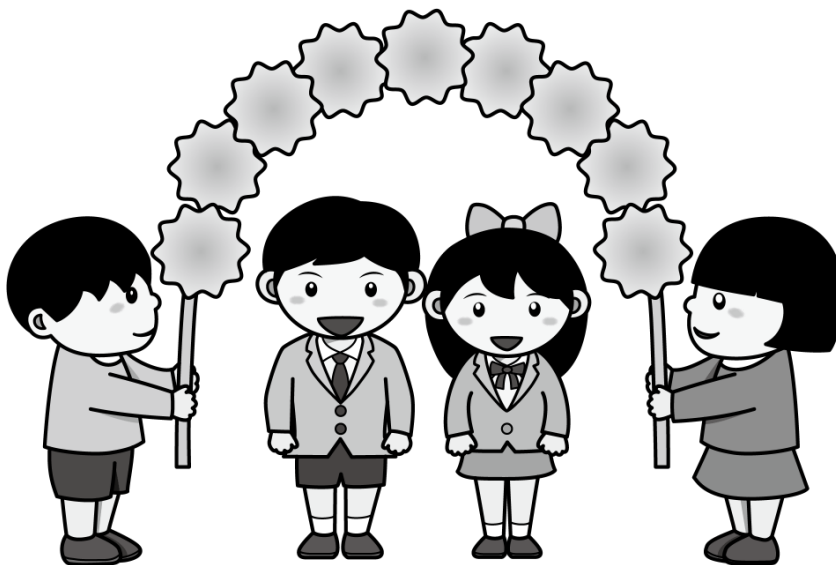
学校徴収金納入口座より 9月に引き落とさせていただきます。

※身体のこと学校で知っておくこと、病院で留意すること

◎健康管理個人票

お子様が、病気になった時や、災害にあった時の連絡や、日頃の健康管理の手だてとして、使わせていただきます。

- 発熱時にひきつける・ひきつけた時の処置・ぜんそく発作の時の処置・食物アレルギー・医者から受けている指示など、記入もれのないようにお願いします。
- 勤務先、連絡先が変更になった場合、その都度お知らせください。
- 6年間使用します。毎年4月に点検していただきます。





## ※病気で欠席する時

病名がはっきりしている時は、病名を連絡帳に書いてお知らせください。

【学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間について】

	病名	出席停止の基準
第一種	※	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹〔はしか〕	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎〔おたふくかぜ〕	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘〔みずぼうそう〕	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ		
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症		
腸チフス		
パラチフス		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
第三種	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 B型・C型：出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治療期は全身状態が改善すれば登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治療期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能（タオル・櫛・ブラシの共用は避ける）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避け
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

○上記のような疑いのある病気については、必ず医師の診断を受けるとともに、病名を連絡帳等で学校へ連絡してください。「出席停止」になります。診断書はいりません。

○登校する時は、必ず医師の許可を受けてから登校してください。

※生活のリズムを整えて

○朝の健康観察をお願いします。（顔色は良いか、元気はあるか、熱はないか、等）

○朝食を食べさせてください。

○毎朝、排便をするように習慣づけてください。

○早寝、早起き、睡眠を十分にとるように寝かせてください

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について（新入小学校用）

枚方市教育委員会

平素は、枚方市教育施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、枚方市教育委員会では枚方市立小学校、中学校及び幼稚園(以下、「学校」といいます。)に在学(在園)する幼児、児童及び生徒(以下、「児童等」といいます。)の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童等の名簿を提出することとなっておりますので、「学校提出用」裏面の同意書に御記入の上、**令和 年 月 日( )までに学校へ提出してください。**

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した災害共済給付オンライン請求システムに必要な事項を入力することにより、JSCに児童等の必要な情報を提供します。個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。平成 31 年 1 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

なお、災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、枚方市教育委員会が設置する小学校に在学中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円(通学(園)中の場合 1,500 万円)
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円(通学(園)中の場合も同額)

学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中である場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。(障害見舞金・死亡見舞金は、給付対象となります。)

\*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

■ 共済掛金(年額)

保護者等負担額 460円(5月1日現在において、生活保護及び就学援助受給者世帯に属する児童生徒分については市が全額負担します)

# MEMO

A large empty rectangular frame with a double-line border, intended for writing a memo. The frame is centered on the page and occupies most of the vertical space below the title.

# とのにしょうがくしゅう 殿二小学 習のきまり

令和2年度

殿二小

## じゅぎょう 授業について

### 1. 学習用具について

- ふでばこ なかみ 筆箱の中身 えんぴつ ・ ・ ・ ほん かざ 5本（飾りのないもの。毎日家でけずってくる。）  
あか えんぴつ ・ ・ ・ ほん 1本（4・5・6年生は赤ペン可）  
け こ 消しゴム ・ ・ ・ 1個（かたちやにおいなどが特別でないもの）  
じょうぎ おま ま ふでばこ はい 定期（折り曲げずに筆箱に入るもの）
- シャープペンシルは使わない。
- ふでばこ 筆箱は、シンプルなものにする。（つか カンペン は使わない。）

### 2. 授業のルール

- チャイムが鳴ったら、すぐに じゅぎょう はじ 授業が始めるようにする。
- トイレや がくしゅう じゅんび やす じかん 学習の準備は、休み時間にすませる。
- じゅぎょう はじ お 授業の初めと終わりにあいさつをする。
- じゅぎょう ちゆう た ある 授業中は立ち歩かない。
- つくえ うえ ひつよう だ 机の上には必要なものだけ出す。
- きょうしつ いどう なら しず おこな 教室移動は、並んで静かに行う。

### 3. 話の聞き方

- さいご しず き 最後まで静かに聞く。
- はな ひと ほう み き 話す人の方を見て聞く。

### 4. 発表の仕方

- だま て あ 黙って手を挙げる。
- はつげん て あ しめい 発言するときは、手を挙げて指名されてから「はい」と へんじ おこな 返事をして行う。
- みな に きこえる こえ さいご はな みんなに聞こえる声で、最後まできちんと話す。（～です。）
- いす しず うご 椅子はできるだけ静かに動かす。

## 5. 文字の書き方

- 背筋を伸ばして書く。
- ノートに書くときは下じきをしく。

### 家庭学習について

- 宿題を必ずする。
- テレビなどを消して、集中して勉強する。
- 学年ごとの家庭学習時間の間、勉強をする。  
1年生・・・20分、2年生…30分、3年生・・・40分、  
4年生・・・50分、5年生・・・60分、6年生・・・70分
- 時間割は、前の日に合わせる。

### 家庭学習の内容

1・2年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿題</li> <li>・ひらがな練習      ・カタカナ練習      ・漢字練習</li> <li>・音読      ・計算練習      ・日記      ・読書</li> <li>・自学自習（にがてなところの復習）</li> </ul>
3・4年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿題</li> <li>・にがてなところの復習</li> <li>・音読      ・計算練習      ・漢字練習      ・日記</li> <li>・リコーダー練習</li> <li>・読書      ・自学自習（今日習ったことの復習・これから習うところの予習）</li> </ul>
5・6年生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿題</li> <li>・音読      ・計算練習      ・漢字練習      ・日記</li> <li>・リコーダー練習</li> <li>・読書      ・自学自習（今日習ったことの復習・これから習うところの予習</li> <li>・にがてなところの復習、興味のあるところを深く調べる）</li> <li>・大阪府教育委員会のネット配信「学習指導ツール」のワークブックで 学習する。（「大阪府学習指導ツール」→「ワークブック」）</li> </ul>

# 非常変災時（台風・地震・風雪等）発生等の対応について

## （改訂・保存版）

令和元年6月改訂

地震、集中豪雨及び台風接近等により枚方市に「特別警報および暴風警報」又は「暴風雪警報」及び「洪水警報」の発令・解除について、下記の通り措置いたします。

### 記

#### 1. 「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」・「洪水警報」発令時の対応について

##### ①「枚方市」に、午前7時の時点で「特別警報」が発令されている場合

◎臨時休業とします。

※午前7時以降に特別警報が解除されたり暴風警報又は暴風雪警報に変わったりしても、臨時休業の措置は変わりません。

◎登校後、「特別警報」が発表された場合は原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

##### ②午前7時現在、枚方市に「暴風警報又は暴風雪警報」・「洪水警報」が発令中の場合

◎児童は登校を見合わせ、自宅待機とします。

##### ③午前10時までに、「暴風警報又は暴風雪警報及び洪水警報」が解除された場合は、解除された時点で集団登校することとし、次の通り授業開始時刻に間に合うように集団登校して下さい。

午前7時までにすべて解除された場合	通常通りに始めます。
午前9時までにすべて解除された場合	2時間目（9：35）までに集団登校。第2校時より授業開始
午前10時までにすべて解除された場合	3時間目（10：40）までに集団登校。第3校時より授業開始
午前10時以降も暴風警報・暴風雪警報・洪水警報のいずれかが発令中の場合	臨時休校とします。 登校せずに、自宅で学習します。

※登校班の集合時間は、各登校班で決めた時間を事前に確認をしておいてください。

※午前9時現在までに暴風警報又は暴風雪警報が解除された場合は、給食があります。それ以後解除の場合は、給食はありません。午前中授業となります。ご家庭で昼食の用意をお願いします。

※留守家庭児童会は、午前10時現在において解除になった場合、午後0時15分頃から開室、午前11時現在において解除になった場合、午後1時15分に開室しますので、登室する児童はお弁当を用意して下さい。

##### ④登校後に枚方市に「暴風警報又は暴風雪警報」または「洪水警報」が発令された場合

◎時刻によって、給食を食べて一斉下校、または、食わずに一斉下校の措置を取ります。

◎地区ごとに教師の引率のもと、集団下校をする、あるいは学校待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

児童生活環境資料で「迎えを学校で待つ」ことになっている児童については、学校で待たせます。

学校で待たせる場合は、できるだけ早くお迎えに来ていただきますようお願いします。

◎集団下校では、大雨等のため危険個所があると判断する場合は、迂回して下校することもあり、自宅付近までの引率となります。

◎留守家庭児童会は休室となります。

◇教育委員会、諸機関との緊急連絡が取れなくなりますので、電話でのお問い合わせはご遠慮願います。

◇警報解除により登校させる時は、風雨の状況等を調べ、安全を確認して下さい。

◇「枚方子どもいきいき広場」についても、この度の学校の対応に準じて、非常変災時における中止の取り扱いから、「大雨警報」を除きます。

- 特別警報や暴風警報又は暴風雪警報が出る可能性のある場合は、気象庁の発表にご注意ください。
- 集団下校する場合は、メール及びホームページ等でお知らせします。
- 暴風警報又は暴風雪警報発表時どのようにすればよいのか、お子さんにあらかじめ伝えておいて下さい。
- 児童生活環境資料と違う対応が必要なときは、前もって連絡帳等文書でお知らせください。
- それ以外は、児童生活環境資料通り対応いたします。

## 2. 豪雨・雷などの異常気象について

登校時間帯に危険を感じるような激しい雨が降ったり、雷が鳴ったりしている場合	保護者の判断で安全を優先し、登校を見合わせて下さい。 連絡が取れる状況であれば、学校に一報下さい。  (状況によっては、電話が殺到して繋がりにくい可能性もあります。)
下校前に危険を感じるような激しい雨が降ったり、雷が鳴ったりしている場合	下校を見合わせ、安全を確認してから下校させます。状況により、お迎えを要請する場合があります。そのような場合は、メール及びホームページで連絡します。

## 3. 枚方市で大きな地震が観測された場合の対応について

- ・枚方市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。
- ・家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- ・保護者への引き渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況・パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<u>臨時休業</u> ※前日の下校以降、登校までに発生した場合、当日を臨時休業とする ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時避難 → 揺れが収まった後は、原則として登校
在校中	地震時は身を守る行動をとり、揺れが収まったら余震に備えて校庭へ避難（⇒以降、臨時休校） → 児童・生徒の安全確認・保護 → 安否情報及び下校について保護者へ連絡 → 保護者への引き渡し
下校中	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時避難 → 揺れが収まった後は、原則として自宅へ

### ※留守家庭児童会の対応について

- ①登校前から在校時までの間に地震が発生し、学校が臨時休業の際、臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室登室時に地震が発生した場合は、学校対応の「在校中」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会を開室する日）に発生した場合は、学校対応の「登校前」から「下校中」までに準じた対応とします。

